

令和7年度第2回伊丹市学校教育審議会 議事録（要旨）

1 日 時 令和8年1月19日（月）15時～15時50分

2 場 所 伊丹市役所 2階 201会議室

3 出席者

（委員）深野 康久（大阪教育大学教職大学院 元教授）

高橋 靖人（伊丹市PTA連合会会長）

畠 太一（南中学校PTA会長）

川井田 ゆりこ（笛原中学校PTA会長）

宮内 正次（コミュニティ笛原協議会会長）

前田 徳三（東中学校校長）（代表校長）

八束 伸明（南中学校校長）

甲斐 公美子（笛原中学校校長）

川本 良和（市民公募委員）

（事務局）伊丹市教育長

伊丹市教育委員会事務局教育次長兼未来教育プロジェクトイノベーションマネージャー

伊丹市教育委員会事務局学校教育部長兼未来教育プロジェクトプロジェクトマネージャー

伊丹市教育委員会事務局副参事兼未来教育プロジェクトスーパーバイザー

伊丹市教育委員会事務局未来教育プロジェクト主幹兼未来戦略チームリーダー

伊丹市教育委員会事務局未来教育プロジェクト主幹兼未来戦略チーム主幹

（傍聴）なし

4 次第

①開会

②委員の出欠と会議の成立

③議題 「市内人口増加地区における新設大規模マンションに係る通学区域の設定及び変更に関する事項について」 答申案の審議（議事録別紙）

④連絡事項 今後の取り組みについて

議事録（要旨）

【事務局】（答申案について説明）

【会長】

前回の審議会で委員の皆様からいただいたご意見をふまえ、私と本審議会の事務局とで答申案をまとめた。内容について、補足が必要と思われる箇所があればご指摘いただきたい。

本日の審議会後に最終答申をまとめ、教育委員会に提出することになるが、その後の展開について事務局から説明してほしい。

【事務局】

審議会を代表して会長から教育委員会へ答申を提出した後、教育委員会事務局から市の関係課へ答申の内容が共有され、引き続き連携が図られていく。今回審議した場所について開発事業者から市に開発申請が出され、校区変更を行うことになる場合は、教育委員会事務局より市民周知が行われる。また、校区変更の対象となり得る場所であることを開発事業者に予め周知することも必要と考えられる。

【委員 A】

答申案について異議はないが、今回の審議内容に関連し、市内において人口の偏在が大きくなっているため、将来的には他の学校においても教室数の不足が懸念される。今後は市全体について考えていく必要がある。

【委員 B】

仮に市内の他の地域で大規模マンションが建設されることになった場合、隣接校区の学校でも教室数の不足が懸念され、今回と同様の対応策が取りにくく事態も将来的に想定される。市としてマンション開発の情報収集を引き続き行っていく必要がある。

今回審議したマンションの予想戸数について、予想以上の戸数が建つことになった場合はどうなるか。

【事務局】

当該予定地の面積から、近年の市内の建設事例を踏まえ、割り出した最大戸数であるため、それ以上の戸数となることは考えられないとしているが、今後の開発動向は引き続き注視する。

【委員 C】

「大規模校区等に限定した希望による隣接校区への通学」について、付帯事項に記載のとおり、引き続き他市の事例を調査研究し、導入にあたっての課題を整理していくことが求め

られる。校区の取り扱いについては、保護者や地域の方々も注視されているため、懸念される内容や考えられる対策などについて慎重に検討を進め、検討段階であることを含めて周知を図っていく必要がある。

【会長】

「大規模校区等に限定した希望による隣接校区への通学」については、前回の審議会でお話をいただいたとおり、生徒数の多い学校の増加抑制、生徒数の増加に伴う教室不足の解消を図る目的には合致するが、年度によって生徒数の変動が大きくなることも懸念されることをふまえ、答申の付帯事項として、充分な検討が必要であると記載した。地域住民の方々の混乱を招かないよう、手順や手続きについて先行事例や他市の状況を調べたうえで、引き続き検討していくことを教育委員会事務局に要望する内容としているのでご理解いただきたい。

【委員 D】

今回の答申案には賛成するが、現状では、開発業者の大規模なマンション建設を受けて、教育委員会事務局が児童生徒の教育環境を確保するための対応策となっている。

今後は、仮に市長が変わった場合でも引き継がれていくような長期的な市全体のまちづくりプランが必要であると思う。その時々の状況に左右されて、校区の境目に住んでいる子どもたちの通う学校が変わったりすることのないようにしてほしい。

【委員 E】

今回の答申の内容とは別に、児童生徒の様々な事情によって校区外の学校に通学することを希望する場合、教育委員会事務局では基準を設けて申請を許可する区域外通学の制度を設けている。多様な子どもたちの状況に応じて、例えば人間関係で悩んでいる、不登校の傾向がある、といった事情で校区外の学校へ通いたいという申請があれば、その都度学校長が児童生徒の状況を考慮して判断し、教育委員会事務局に申請を上げている。

答申のとおり限定的な校区変更を実施することになった場合には、従来の制度と併せて、市民へ丁寧に周知していく必要がある。

【委員 F】

地域住民としては、地域の子どもたちができるだけ地域の学校に通えるよう、学校運営に支障のない範囲で引き続き調整していくことを教育委員会事務局に要望する。また、同じ地域の生徒が別の中学校に通学する場合であっても、地域内で生徒間トラブルが起きた際に、保護者と学校が迅速に対応できるよう、予め適切な対応策を考えておいてほしい。

【会長】

答申案について様々なご意見をいただき感謝する。皆様のお立場から具体的な場面で懸念されることをお出しeidaitaと思う。答申の中で個別の課題に対する対応策をすべて書き記すことはできないが、結論の最終行で、今回の答申内容を実施する際には、予め「必要な措置を講じること」と明記した。この一文において、今後それぞれの場面で求められる対応や配慮を行っていく意味合いを込めていきたい。

また、「おわりに」の部分では、本来は諮問内容に対しての答申に留めるべきところ、前回皆様からいただいたご意見をふまえ、今後、市の関係部局と引き続き連携して、総合的な施策展開を図ることを教育委員会に要望する内容にまで踏み込んで記載した。

本日いただいたご意見をふまえて、私と本審議会事務局とで最終の答申をとりまとめ、会長一任ということで皆様を代表して私から教育委員会に提出する。以上で本審議会を決することとした。二回に渡り、円滑な議事進行にご協力いただき感謝する。